

食品営業許可更新手続きのお知らせ

食品衛生法の規定に基づき、中和保健所より営業許可を受けている方へ
営業を継続するには営業許可の更新手続きが必要です。下記の内容にご注意いただき
手続きをお願いします。

記

- 1 有効期限までに更新手続きが必要です。手続き後に施設の更新時立入検査がありますので、期日に余裕を持って手続きを行って下さい。
- 2 更新手続きは、許可証に記載された有効期限の2ヶ月前からの手続きが可能です。
- 3 なお、下記の日程で更新受付を行いますので手続きを行って下さい。
期日中に都合が悪く手続きできない方は、中和保健所衛生課までご連絡下さい。
- 4 更新手続きには次のものをご用意ください。
 - ① 現在の営業許可証
 - ② 更新手続き手数料（業種により手数料が異なりますので「食品営業関係手数料一覧」でご確認ください）

※廃業されている場合は、許可証を持参し、営業廃止届を提出してください。

※営業者・食品衛生責任者・施設などに変更がある場合は、新たな申請または届出が必要ですが。

施設の所在地	許可証の有効期限	左記の「所在地」及び「有効期限」の方に対する更新受付日時及び場所
宇陀市 宇陀郡 曾爾村 御杖村	令和8年7月31日 (平成38年7月31日)	令和8年6月29日(月) 14時～16時 榛原総合センター研修室2 (宇陀市榛原萩原 2610-1)
北葛城郡 広陵町	令和8年7月31日 (平成38年7月31日)	令和8年6月23日(火)～6月26日(金) 9時～12時 / 13時～16時 中和保健所衛生課

奈良県中和保健所 衛生課

634-8507 橿原市常盤町 605-5

電話(0744) 48-3031 (宇陀市・曾爾村・御杖村担当)

(0744) 48-3032 (広陵町担当)